

津高東京同窓会会則 改定案

事 項	現 行	改定案
名称、事務局	第1条 本会は「津高東京同窓会」と称し、事務局を東京都中央区日本橋1丁目17-6に置く。	第1条 (同左)
会員	<p>第2条 本会は東京都を中心とする関東地区に在住する下記学校の卒業生 <u>ならびに</u>在学した者で入会を希望する者を正会員とし、同学校の職員であった者を特別会員として組織する。</p> <p>三重県立津中学校 三重県立津高等女学校 三重県立津高等学校</p>	<p>第2条 本会は東京都を中心とする関東地区に在住する下記学校の卒業生 <u>及び</u>在学した者で入会を希望する者を正会員とし、同学校の職員であつた者を特別会員として組織する。</p> <p>三重県立津中学校 三重県立津高等女学校 三重県立津高等学校</p>
目的	第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校同窓会と連絡を密にして母校の発展に協力することを目的とする。	第3条 (同左)
事業	第4条 本会はその目的達成するために、親睦会の開催その他必要とする事業を行う。	第4条 (同左)
役員	<p>第5条 本会に次の役員を置く。<u>役員の任期は2年とし、会員総会の承認を必要とする。但し重任を妨げない。</u></p> <p>(1) 相談役、特別顧問 若干名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名 (4) 年度幹事 各学年若干名 (5) 会計監査 2名 (6) 事務局長 1名 (7) 会計 1名</p> <p>2 会長は会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 副会長は会長を補佐して会務の運営にあたり、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>4 年度幹事は会務の運営を分掌する。</p> <p>5 会計監査は本会の会計を監査する。</p>	<p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計監査 2名 (4) 事務局長 1名 (5) 会計 1名</p> <p>2 会長は会を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 副会長は会長を補佐して会務の運営にあたり、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>4 会計監査は本会の会計を監査する。</p>

	6 事務局長は、会務の事務を統括する。必要に応じ、若干名の事務局スタッフを指名できる。 7 会計は、本会の会計を司る。	5 事務局長は、会務の事務を統括する。必要に応じ、若干名の事務局スタッフを指名できる。 6 会計は、本会の会計を司る。
役員の選出		第6条 役員は代議員会で選出する。
卒年幹事及び代議員		第7条 各卒業年次（以下、「卒年」という。）に卒年幹事若干名を置く。卒年幹事のうち1名を代議員とする。卒年幹事及び代議員は各卒年において選出し事務局に届け出ることとし、その任期は特に定めない。
役員の任期		第8条 役員の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。
特別顧問		第9条 本会に特別顧問若干名を置くことができる。
機関	<p>第6条 本会に次の機関を設け、会長がこれを召集する。</p> <p>(1) <u>会員総会</u> 年一回開催する。但し必要な場合は臨時総会を開くことができる。<u>会員総会は本会則の定める事項を処理する。</u></p> <p>(2) 役員会 必要に応じて開催する。</p>	<p>第10条 本会に次の機関を設け、会長がこれを召集する。</p> <p>(1) 総会 年一回開催する。ただし、必要な場合は臨時総会を開くことができる。</p> <p>(2) 役員会 <u>役員で構成し、必要に応じて開催する。</u>重要な事項については、代議員会の承認を得て、総会に報告する。</p> <p>(3) 代議員会 各卒年において選出された代議員で構成し、必要に応じて開催する。議長は会長とする。ただし、卒年幹事も出席することができる。</p> <p>(4) 役員会及び代議員会の合同開催 役員会及び代議員会は合同で開催することができる。</p>
事務局		第11条 本会の業務の円滑化を図るため、事務局を置く。事務局は、事務局長、会計及び事務局スタッフ若干名で構成する。
会費	第7条 本会の運営に関する費用は、総会会費ならびにその他の収入をもって充てる。	第12条 本会の運営に関する費用は、総会会費及びその他の収入をもって充てる。
会計	第8条 本会の会計年度は、毎年 <u>6月1日から翌年5月31日</u> までとする。	第13条 本会の会計年度は、毎年 <u>4月1日から翌年3月31日</u> までとする。
会則改定		第14条 本会則は、代議員会において、出席代議員の過半数の賛成により改定することができる。